

145
5B

大飯原発許可取り消し

指弾された規制委の姿勢

福井県の関西電力大飯原発3、4号機について、設置許可を取り消す判決を大阪地裁が出した。東京電力福島第1原発事故以降、国の設置許可が取り消されたのは初めてだ。

耐震設計の目安になる「基準地震動」の妥当性が焦点だった。基準地震動は原発で想定される最大の揺れだ。過去の地震データの平均値に基づいて算定される。

原子力規制委員会が定めた審査ガイドは、平均値だけでなくデータの「ばらつき」も考慮すべきだとしている。

しかし、関西電力は平均値を超える「上乗せ」を反映していないかった。

判決は、上乗せが必要かを、検討していないことを「看過しがたい過誤や欠落」として不合理と指弾した。

2017年5月に出した設置許可は違法と結論付けた。

平均値では過小評価になると原告側は主張していた。

福島原発事故を経験し、規制委は原発の再稼働を認めるための新規制基準を策定した。当時の田中俊一委員長は「世界最高レベルの厳しさ」と自負した。

だが今回の判決は、規制委が調査や審議の中で「審査すべき点を審査していない」ことを違法とし、自らが作った規制を守れていないと厳しく批判した。

大飯3、4号機は現在、定期検査中で稼働していない。国側は控訴するとみられ、直ちに判決が確定するわけではない。

しかし、国内の原発の大半は大飯原発と同様の方式で基準地震動が算定されている。判決が確定すれば、規制委は審査のやり直しを求められるのは必至だ。

福島原発事故後、原発の運転を差し止める司法判断が相次いでいる。ただ、運転停止が確定したケースはない。

規制委は、福島事故の教訓から原発の安全性や信頼を回復する責任を負ってきた。今回の判決はそれが不十分であることを明らかにした。

福島原発事故の教訓を忘れず、規制委は安全性の向上を絶えず追求しなければならない。

そうしなければ、国民から原発の信頼性を決して取り戻すことができない。